

平成 23 年第 3 回臨時会

津幡町議会会議録

平成23年 5 月 9 日開会

平成23年 5 月 9 日閉会

津 幡 町 議 会

津幡町告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年第3回津幡町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年5月6日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成23年5月9日

2 場 所 津幡町議会議場

3 付議すべき事件

- (1) 議長選挙について
- (2) 副議長選挙について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会委員の選任について
- (5) 特別委員会の設置及び同委員の選任について
- (6) 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について
- (7) 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- (8) 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (9) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））
- (10) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- (11) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号））
- (12) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- (13) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- (14) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- (15) 専決処分の報告について（平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

- (16) 専決処分の報告について（平成 22 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 3 号））
- (17) 専決処分の報告について（平成 22 年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号））
- (18) 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）
- (19) 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

平成23年第3回津幡町議会臨時会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号（5月9日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 議事日程（第1号の2）	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 臨時議長の紹介及びあいさつ（午前10時00分）	5
1. 開会・開議	5
1. 議事日程の報告	5
1. 仮議席の指定	5
1. 議長選挙	5
1. 当選の告知	6
1. 当選の承諾及びあいさつ	7
1. 議事日程の報告	7
1. 議席の指定	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定	8
1. 会議時間の延長	8
1. 諸般の報告	8
1. 副議長選挙	8
1. 当選の告知	9
1. 当選の承諾及びあいさつ	10
1. 常任委員会委員の選任	10
1. 議会運営委員会委員の選任	10
1. 休 憩（午前10時47分）	10
1. 再 開（午前11時09分）	10
1. 各委員会正副委員長互選結果の報告	11
1. 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任	11
1. 採 決	11
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任	12
1. 採 決	12
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任	12
1. 採 決	13
1. 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任	13

1. 質 疑	13
1. 討 論	14
1. 採 決	15
1. 休 憩（午前11時24分）	15
1. 再 開（午前11時34分）	15
1. 各特別委員会正副委員長互選結果の報告	15
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙	16
1. 当選の告知	16
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
1. 当選の告知	17
1. 同意第1号上程	17
1. 質疑・討論の省略	19
1. 採 決	19
1. 議案等上程（承認第2号～承認第12号）	19
1. 承認に対する質疑	21
1. 委員会付託	21
1. 休 憩（午後0時03分）	21
1. 再 開（午後4時30分）	21
1. 委員長報告	21
1. 委員長報告に対する質疑	23
1. 討 論	23
1. 採 決	24
1. 閉会中の継続調査	24
1. 閉議・閉会（午後4時45分）	25
1. 署名議員	26

平成 23 年 5 月 9 日（月）

○出席議員（18 名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	道 下 政 博
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
11 番	向 正 則	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	焼 田 新 一	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	宮 川 真 一	消 防 長	國 本 学
消 防 次 長	西 田 伸 幸	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	大 坂 茂	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	田 縁 義 信	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成23年 5 月 9 日（月）午前10時開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

○議事日程（第 1 号の 2）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 諸般の報告

追加日程第 5 選挙第 2 号 副議長選挙について

追加日程第 6 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 8 議会議案第 3 号 津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び選任第 3 号同委員の選任について

追加日程第 9 議会議案第 4 号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び選任第 4 号同委員の選任について

追加日程第10 議会議案第 5 号 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び選任第 5 号同委員の選任について

追加日程第11 議会議案第 6 号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び選任第 6 号同委員の選任について

追加日程第12 選挙第 3 号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第13 選挙第 4 号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第14 同意第 1 号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

追加日程第15 承認一括上程（承認第 2 号～承認第12号）

（質疑・委員会付託）

（休 憩）

承認第 2 号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算
（第10号））から

承認第12号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例について）まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

追加日程第16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜臨時議長の紹介及びあいさつ＞

○竹田 学議会事務局長 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の谷下紀義議員をご紹介申し上げます。

谷下議員には、議長席にお着き願います。

〔谷下紀義臨時議長議長席に着席〕

○谷下紀義臨時議長 ただいま紹介されました谷下紀義です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

＜開会・開議＞

○谷下紀義臨時議長 ただいまから、平成23年第3回津幡町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○谷下紀義臨時議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜仮議席の指定＞

○谷下紀義臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

＜議長選挙＞

○谷下紀義臨時議長 日程第2 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○谷下紀義臨時議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に八十嶋孝司議員、西村 稔議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○谷下紀義臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○谷下紀義臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○谷下紀義臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○竹田 学議会事務局長 それでは、読み上げます。

1 番 八十嶋孝司議員、2 番 西村 稔議員、3 番 黒田英世議員、
4 番 荒井 克議員、5 番 中村一子議員、6 番 森山時夫議員、
7 番 角井外喜雄議員、8 番 酒井義光議員、9 番 塩谷道子議員、
10 番 多賀吉一議員、11 番 向 正則議員、12 番 道下政博議員、
13 番 南田孝是議員、14 番 谷口正一議員、15 番 山崎太市議員、
16 番 洲崎正昭議員、17 番 河上孝夫議員、18 番 谷下紀義議員。

以上でございます。

○谷下紀義臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○谷下紀義臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○谷下紀義臨時議長 開票を行います。

八十嶋孝司議員、西村 稔議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○谷下紀義臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、南田孝是議員 14票

黒田英世議員 1 票

塩谷道子議員 1 票

谷下紀義議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。

よって、南田孝是議員が議長に当選されました。 (拍 手)

<当選の告知>

○谷下紀義臨時議長 ただいま議長に当選されました南田孝是議員が議長におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました南田孝是議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長、13番 南田」と呼ぶ者あり〕

○谷下紀義臨時議長 13番 南田孝是議員。

〔13番 南田孝是議員 登壇〕

＜当選の承諾及びあいさつ＞

○13番 南田孝是議員 議長の就任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

その前に、東日本大震災で被災を受けました多くの皆さまに心からお見舞いを申し上げます。一日も早く復興されますことを強く望んでおります。

さて、ただいまは、議員の皆さま方のご推挙をいただき、津幡町議会議長の重責を担わせていただくことになりました。まことに身に余る光栄であり、厚くお礼を申し上げます。もとより微力な私には過ぎた大役であり、その責任の重大さを痛感しております。

ご承知のとおり、地方分権、地域主権が推進されている中、本町におきましてもその影響は大きく、極めて厳しい財政状況下にあります。また、町民の暮らしに多くの課題が山積しており、我々議会が果たす役割はますます重要なものとなっております。今後とも町民の負託にこたえられるよう、津幡町の発展と円滑な議会運営、開かれた議会のさらなる推進を目指し、誠心誠意努めていく覚悟であります。

議員各位におかれましては、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、議長就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。 （拍手）

○谷下紀義臨時議長 これをもちまして、臨時議長の職務を終わります。

ご協力ありがとうございました。

南田孝是議長、議長席にお着き願います。

〔谷下紀義臨時議長退席、南田孝是議長着席〕

○南田孝是議長 それでは、ただいまから議長の職務を行わせていただきます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程の追加は、お手元に配付しましたとおりですので、ご了承願います。

＜議席の指定＞

○南田孝是議長 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は、津幡町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

＜会議録署名議員の指名＞

○南田孝是議長 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 八十嶋孝司議員、2番 西村 稔議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

○南田孝是議長 追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○南田孝是議長 追加日程第4 諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付しましたとおりですので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年2月分および3月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、さきの3月議会定例会で可決された「ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書」および「公共交通機関のバリアフリー化のさらなる推進を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜副議長選挙＞

○南田孝是議長 追加日程第5 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に八十嶋孝司議員、西村 稔議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○南田孝是議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○南田孝是議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○竹田 学議会事務局長 それでは、読み上げます。

1 番 八十嶋孝司議員、2 番 西村 稔議員、3 番 黒田英世議員、
4 番 荒井 克議員、5 番 中村一子議員、6 番 森山時夫議員、
7 番 角井外喜雄議員、8 番 酒井義光議員、9 番 塩谷道子議員、
10 番 多賀吉一議員、11 番 向 正則議員、12 番 道下政博議員、
14 番 谷口正一議員、15 番 山崎太市議員、16 番 洲崎正昭議員、
17 番 河上孝夫議員、18 番 谷下紀義議員、13 番 南田孝是議員。

以上でございます。

○南田孝是議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○南田孝是議長 開票を行います。

八十嶋孝司議員、西村 稔議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○南田孝是議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、道下政博議員 14票

塩谷道子議員 1 票

谷口正一議員 1 票

谷下紀義議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、5 票です。

よって、道下政博議員が副議長に当選されました。（拍 手）

＜当選の告知＞

○南田孝是議長 ただいま副議長に当選されました道下政博議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました道下政博議員から発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長、12番 道下」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

＜当選の承諾及びあいさつ＞

○12番 道下政博議員 このたびは、副議長にご推挙いただき、本当にありがとうございます。

副議長としての責任の重さに身の引き締まる思いがいたしております。

もとより微力ではございますが、議長を補佐し、町民の信頼にこたえるべく、議会の円滑な運営、議会の活性化に精一杯努力してまいります。

今後とも、皆さま方のご支援、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、副議長の就任のあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。 （拍手）

＜常任委員会委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員、文教福祉常任委員、産業建設常任委員に、それぞれお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選任第1号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜議会運営委員会委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第7 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選任第2号は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時47分

〔再開〕 午前11時09分

＜各委員会正副委員長互選結果の報告＞

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

総務常任委員会

委員長に 酒井義光議員

副委員長に 荒井 克議員

文教福祉常任委員会

委員長に 多賀吉一議員

副委員長に 山崎太市議員

産業建設常任委員会

委員長に 角井外喜雄議員

副委員長に 森山時夫議員

議会運営委員会

委員長に 谷口正一議員

副委員長に 洲崎正昭議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

＜津幡町議会広報調査特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第8 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第3号 津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第3号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会広報調査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第9 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第4号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第4号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。よって、議会議案第4号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第10 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第5号 津幡町議会大河

ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第5号につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。よって、議会議案第5号は、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会改革検討特別委員会の設置及び同委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第11 谷口正一議員ほか4名提出の議会議案第6号 津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

議会議案第6号につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号は、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、5番 中村」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 私は、議会議案第6号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置および選任第6号同委員の選任について、討論させていただきます。

お手元に配られておりますこの設置の内容についてですが、まず、この検討委員会には、さらに議会を充実し、そして、強化し、活性化することを目的とするというふうに書かれております。

先ほどは、新たに議長に就任をされました南田議長のごあいさつにもありましたように、これから地域主権ということが大きくなり、ますます議会の役割は大きい、そういうお言葉でございました。私も同感でございます。

そういうことにのっとり、今回、この議会改革検討特別委員会が本年度より新たに設置されることになりました。定員のことにについてなんですが、これらが委員の定数が7人となっております。その内訳は、副議長、そして、プラス各常任委員会から2人ずつというような、議員懇談会の中では示されておりました。これは議員懇談会のお話ですので、各議員が自由に自分の意見を述べ合うような場でございます。その中にあって、私は、文教福祉常任委員会の、仮ですけども、懇談会の中では、その中でお話をしておりましたら、やはり希望者が非常に強い意思を持って、この議会改革検討特別委員会に入りたいという議員がおりました。でも、どうしてもそこから削らなければならないという状況がございました。各常任委員会でも希望者が枠組みを超えて多数であるということを聞いております。

この定数についてなんですけれども、この特別委員会というのは、これからの議会をどうしていくかという、私たち議員にとっても非常に非常に密接なつながりのある重要な特別委員会であると考えております。

しかも、本年度がスタートでということでもありますから、本当に強い意思を持ってこの委員会で発言していきたい、調査していきたいという議員の意思を、単に定数だけでつぐいでいいかどうかということを討論させていただきます。

私としては、初年度であればあるからこそ、この意思を持った委員会に入りたいという、入ってやるんだという議員の意思を受け入れてですね、この定数については見直しをしていただきたいと思っております。

以上、これが3年、4年続くのか、それは未定であります。後になればなるほど、それは意見が集約されたものでなければならない。ですから、その前にいろんな、さまざまな議員やそれから調査検討を進めるという意味でも、その強い意思を持って入るという議員の芽をつぐまないでほしいという、そういうことで討論させていただきます。

新人の議員の方ももちろん含めてということで議論させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会改革検討特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時24分

〔再開〕 午前11時34分

＜各特別委員会正副委員長互選結果の報告＞

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各特別委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので報告いたします。

津幡町議会広報調査特別委員会

委員長に 向 正則議員

副委員長に 多賀吉一議員

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会

委員長に 谷下紀義議員

副委員長に 河上孝夫議員

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会

委員長に 私、南田孝是

副委員長に 道下政博議員

津幡町議会改革検討特別委員会

委員長に 道下政博議員

副委員長に 角井外喜雄議員
以上のとおり互選された旨の報告がありました。

＜河北郡市広域事務組合議会議員の選挙＞

○南田孝是議長 追加日程第12 選挙第3号 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙を行います。
河北郡市広域事務組合規約第5条第1項および第2項の規定により、4人の組合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

河北郡市広域事務組合議会議員に、向 正則議員、谷口正一議員、洲崎正昭議員、河上孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を河北郡市広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、向 正則議員、谷口正一議員、洲崎正昭議員、河上孝夫議員が河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました。

＜当選の告知＞

○南田孝是議長 ただいま河北郡市広域事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

＜石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙＞

○南田孝是議長 追加日程第13 選挙第4号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、1人の広域連合議会議員の選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、南田孝是を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、私、南田孝是を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、私、南田孝是が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

<当選の告知>

○南田孝是議長 ただいま当選した、私、南田孝是を津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

<同意第1号上程>

○南田孝是議長 追加日程第14 同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、この案件が終結するまで山崎太市議員の退場を求めます。

〔15 番 山崎太市議員 退場〕

○南田孝是議長 これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日、平成23年第3回津幡町議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由の説明に入ります前に一言ごあいさつを申し上げます。

本議場におられます議員の皆さまには、去る4月24日に執行されました津幡町議会議員選挙におきまして、町民の皆さまの厚いご信任により当選の栄に浴されました。心からお祝いを申し上げます。次第でございます。

前期に引き続き議員としてご就任されました皆さまはもとより、新たに議員となられました皆さまにおかれましても、これからの4年間、町民の負託にこたえられますとともに、町政運営に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

また、先ほどより議会の新しい組織につきまして滞りなく終了し、議長、副議長、各委員会委員なども新たに決定されましたことをあわせてお祝い申し上げる次第でございます。

新たに津幡町議会議長として就任されました南田議長には、心からお祝い申し上げます。また、議長の補佐役として副議長に就任されました道下副議長を初め、各委員会や組合等の正副委員長にご就任されました皆さまにも謹んでお祝いを申し上げるものでございます。

これからは、南田議長を中心に町民の負託にこたえていただくべく、活発な議会活動をご期待申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても温かいご指導とご支援をお願い申し上げます。

さて、皆さまご存じのとおり、去る3月11日、議会定例会最終日の本会議中に発生いたしました東北地方太平洋沖地震は、日本国内での観測史上最大となるマグニチュード9.0、震度7の揺れを記録し、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。この東日本大震災は、地震そのものによる被害に加えて津波や火災のほか、大規模停電や福島第一原子力発電所事故など多岐にわたっており、現在、死者、行方不明者合わせて約2万5,000人という未曾有の大災害となっております。大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地ならびに被災者の皆さまには、心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

当町による被災地への支援につきましては、3月21日に緊急支援物資として町の備蓄品のほぼ3分の2に当たる乾パン5,280食やアルファ米3,500食、毛布1,000枚やマスク4,000枚などに、町福祉会から、おかゆ1,008食、副食576食を加え、宮城県松島町へ石川県の支援物資と共に搬送をいたしました。搬送当日には、前正副議長さまにもご協力をいただきました。改めてお礼申し上げます。

人的な支援策といたしましては、震災直後の3月12日から消防緊急援助隊として救急車1台、資機材車1台ならびに消防職員5班21人を岩手県久慈市へ派遣し、被災者の捜索などに従事してまいりました。また、全国知事会で石川県の支援先が宮城県に決定した後には、県の要請にあわせて町保有の給水タンク車と職員を南三陸町へ派遣し、給水活動を行っております。

さらに、4月以降も東松島市地域包括支援センター活動支援のために社会福祉士を、健康相談や心のケア対策などを担当する保健師を女川町と石巻市へそれぞれ派遣したほか、災害救助法関連業務にかかる一般事務職員を名取市へ派遣するなど、要望の多い職種の職員を順次被災地へ派遣しているところでございます。

今後も水道施設の漏水調査や応急復旧、下水道管路調査を行う技術職員を初め、子ども相談を担当する保育士や各種申請業務に係る応援要員としての一般事務職員の派遣に加え、河北中央病院からは医療救護班の派遣を予定しているところであり、石川県や全国町村会の要請に応じ、できる限りの支援活動を行ってまいりたいと考えておりますので、皆さま方のご理解をお願いいたします。

それでは、本日上程いたしました同意案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本案は、議会議員のうちから選任すべき監査委員として、津幡町字加茂ろ103番地 山崎太市氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決しました。

山崎太市議員の入場を許します。

〔15 番 山崎太市議員 入場〕

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 追加日程第15 承認一括上程の件を議題とし、承認第2号から承認第12号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ただいまは、監査委員の選任につきご同意を賜り、ありがとうございました。

さて、平成23年度当初予算につきましては、3月定例会で提案申し上げ、ご承認を賜りましたところでございますが、執行に当たりましては、より一層の経費節減に努めてまいります。さらに、津幡町のため、そして、町民の皆さまのため、限られた予算を創意工夫しながら、住んでよかったと実感できるまちづくりに努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも、議員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

続きまして、本日上程いたしました専決承認案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第2号 専決第4号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号）について。

本補正は、年度末の計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1億3,628万2,000円を減額補正するものでございます。

歳入の主なものは、1款町税3,500万円の増額、2款地方譲与税925万2,000円の増額、6款地

方消費税交付金1,645万5,000円の増額、10款地方交付税1億2,483万2,000円の増額、15款県支出金2,114万1,000円の減額、18款繰入金3億947万3,000円の減額などが主なものでございます。

歳出につきましては、2款総務費以外はいずれも減額としたもので、各種事業の確定等に伴う計数整理などによるものでございます。

2款総務費の増額は、各種事業の確定等に伴う減額のほか、後年度の財政運営に備え、財政調整基金積立金を9,349万7,000円増額したことによるものでございます。

第2表 繰越明許費補正は、スロープ付き福祉車両購入事業ほか3事業の変更および年度内に事業が完了できない見込みとなった一般財産管理費ほか6事業について追加したものでございます。

第3表 地方債補正は、県営土地改良事業ほか7事業について限度額をそれぞれ変更したものでございます。

承認第3号 専決第5号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ1億4,511万9,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第4号 専決第6号 平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ55万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第5号 専決第7号 平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定や年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ1,965万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第6号 専決第8号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、保険給付費の確定や年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ6,420万円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第7号 専決第9号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ30万6,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

第2表 地方債補正は、下水道資本費平準化債について限度額を変更したものでございます。

承認第8号 専決第10号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ602万3,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第9号 専決第11号 平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ218万9,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第10号 専決第12号 平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、年度末の計数整理等により、歳入歳出それぞれ101万5,000円を減額する専決処分をしたものでございます。

承認第11号 専決第13号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本専決は、暫定措置として支給されていた出産育児一時金の増額分4万円が健康保険法施行令等の一部改正に伴い、平成23年4月から恒久措置となるため、引き上げる改正を行ったものでございます。

承認第12号 専決第14号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の限度額を改める改正を行ったものでございます。

承認第2号・専決第4号から承認第12号・専決第14号までの専決処分の報告につきましては、平成23年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げた専決承認案件の概要をご説明申し上げたところでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議をいただき、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

＜承認に対する質疑＞

○**南田孝是議長** これより承認に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○**南田孝是議長** ただいま議題となっております承認第2号から承認第12号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会では、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午後0時03分

〔再開〕 午後4時30分

○**南田孝是議長** ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

承認第2号から承認第12号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○**南田孝是議長** これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○**酒井義光総務常任委員長** 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管

理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第2号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第10号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号））

これらのほとんどが、事業確定によるものです。

以上、2件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第2号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第3号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第4号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号））

承認第5号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

承認第6号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））

承認第11号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

承認第12号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

以上、7件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

承認第2号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第7号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

承認第8号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

承認第9号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））

以上、4件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、9番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 私は、承認第12号 専決処分、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということで、それぞれ上限の国保税が上がるということについて反対をします。それについての意見を述べます。

確かに、この条例は所得の多い方に対する国保税の値上げというようにとれますが、合計すると、全部が該当した方を合計すると77万納めないといけないということになります。しかも、国の国保税、国民健康保険に関する動きを見ておきますと、なるべく国の支出は減らす、そのかわり、国保に入っている人たちの負担をふやして、それで何とか補っていかうという流れの中にあります。実際、国庫負担が以前50パーセントだったものが、現在24パーセントに減らされているという現状を見ても分かります。現在、これだけの値上げ幅になっていますが、さらに、もっとこれを、限度額を引き上げていくという動きも見られます。

今、国保税を考えてみますと、大変負担額が大きく、しかも上限だけでなく、もっと普通の国保税に対しても国庫負担が少ないことを考えると、値上げを考えていくことも考えられます。

津幡の、町長は、これ以上の値上げはしないようにするというふうに3月議会で答弁なされたので、津幡町としては、これ以上は上がらないということは大変喜ばしいことですが、現に今、国保税の負担が大きいことには間違いがありません。

上限はこのままにしておき、かえって普通の一般の国保税をさらに引き下げるということを考え、なるべくみんなが払えるような保険税にするということが、今は必要だと思います。

国保税と普通の社会保険を考えてみますと、負担約2倍から3倍にのぼっています。負担感が大きいことは間違いありませんし、今回、こういうふうに上限を上げていくことで、今後さらに値上げという方向性が出されることを懸念しますので、この条例改正案については承認することができません。

以上、私の意見を終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

承認第2号から承認第11号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第11号までは、いずれも承認されました。

次に、承認第12号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、承認第12号は、承認されました。

＜閉会中の継続調査＞

○南田孝是議長 総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加

日程第16として議題とすることに決しました。

追加日程第16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

＜閉議・閉会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成23年第3回津幡町議会臨時会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

臨時議長 谷下 紀義

議会議長 南田 孝是

署名議員 八十嶋孝司

署名議員 西村 稔

参 考 資 料

1. 議長選挙について……………	1
1. 副議長選挙について……………	2
1. 常任委員会委員の選任について……………	3
1. 議会運営委員会委員の選任について……………	4
1 津幡町議会広報調査特別委員会設置及び同委員の選任について……………	5
1 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置及び同委員の選任について…	7
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置及び同委員の選任について……………	9
1. 津幡町議会改革検討特別委員会設置及び同委員の選任について……………	11
1. 河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について……………	13
1. 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について……………	14
1. 委員会審査結果表……………	15
1. 閉会中の継続調査申出書……………	16

選挙第 1 号

議長選挙について

議長選挙を行うものとする。

平成 23 年 5 月 9 日

津幡町議会臨時議長 谷 下 紀 義

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字横浜い 135 番地 5	南 田 孝 是	昭和28年12月 2 日

選挙第2号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字能瀬ワ 60 番地 4	道 下 政 博	昭和30年12月29日

選任第 1 号

常任委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、常任委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 3 年 5 月 9 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

総務常任委員会委員	黒田 英世 荒井 克 酒井 義光 塩谷 道子 南田 孝是 河上 孝夫
文教福祉常任委員会委員	八十嶋孝司 中村 一子 多賀 吉一 向 正則 山崎 太市 谷下 紀義
産業建設常任委員会委員	西村 稔 森山 時夫 角井外喜雄 道下 政博 谷口 正一 洲崎 正昭

選任第2号

議会運営委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、議会運営委員会委員を次のとおり選任する。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

議 会 運 営 委 員 会 委 員	谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 河上 孝夫 谷下 紀義
-------------------	----------------------------------

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南田 孝是 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一

賛成者 津幡町議会議員 山 崎 太 市

津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

津幡町議会議員 河 上 孝 夫

津幡町議会議員 谷 下 紀 義

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議事規則（昭和62年津幡町議会議事規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会広報調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会の審議、運営、活動等の状況を広く住民に周知し、町民の議会に対する理解を深めるため、議会広報の調査、編集、発行を行う。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 6人
- 6 その他の要件 議会閉会中も継続して調査を行うことができる。

選任第3号

津幡町議会広報調査特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、津幡町議会広報調査特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

津幡町議会 広報調査 特別委員会	黒田 英世 角井外喜雄 酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博
------------------------	---------------------------------------

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南田 孝是 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一

賛成者 津幡町議会議員 山 崎 太 市

津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

津幡町議会議員 河 上 孝 夫

津幡町議会議員 谷 下 紀 義

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 次に掲げる事項を目的とし、関係機関への提言、要請を積極的に行う。
 - (1) 森林公園の調査・研究に関すること。
 - (2) 森林公園の施設・設備の充実に関すること。
 - (3) その他目的達成のための関係機関との連携及び情報収集に関すること。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 7人
- 6 その他の要件 議会閉会中も継続して調査を行うことができる。

選任第4号

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	道下 政博 南田 孝是 谷口 正一 山崎 太市 洲崎 正昭 河上 孝夫 谷下 紀義
------------------------------	--

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南田 孝是 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一

賛成者 津幡町議会議員 山 崎 太 市

津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

津幡町議会議員 河 上 孝 夫

津幡町議会議員 谷 下 紀 義

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会
- 2 設 置 の 根 拠 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 木曾義仲を題材とした大河ドラマの誘致を推進するための調査、研究を行
う。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委 員 の 定 数 18人以内
- 6 その他の要件 議会閉会中も継続して調査を行うことができる。

選任第 5 号

津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 62 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 23 年 5 月 9 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

津幡町議会大河ドラマ 誘致推進特別委員会委員	八十嶋孝司	西村	稔	黒田	英世	荒井	克
	中村	一子	森山	時夫	角井外喜雄	酒井	義光
	塩谷	道子	多賀	吉一	向	正則	道下 政博
	南田	孝是	谷口	正一	山崎	太市	洲崎 正昭
	河上	孝夫	谷下	紀義			

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南田 孝是 様

提出者 津幡町議会議員 谷 口 正 一

賛成者 津幡町議会議員 山 崎 太 市

津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

津幡町議会議員 河 上 孝 夫

津幡町議会議員 谷 下 紀 義

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

津幡町議会改革検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、津幡町議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 津幡町議会改革検討特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、議会改革に関する事項について調査、検討を行う。
- 4 期 間 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。
- 5 委員の定数 7人
- 6 その他の要件 議会閉会中も継続して調査を行うことができる。

選任第 6 号

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、津幡町議会改革検討特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 3 年 5 月 9 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

津 幡 町 議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会 委 員	荒井 克 角井外喜雄 塩谷 道子 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 谷口 正一
------------------------------------	--

選挙第3号

河北郡市広域事務組合議会議員の選挙について

河北郡市広域事務組合同規約第5条第2項の規定に基づき、議員4人を次のとおり選挙する。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字刈安ハ175番甲地	向 正 則	昭和28年12月4日
河北郡津幡町字相窪ホ6番地	谷 口 正 一	昭和22年8月27日
河北郡津幡町字太田ほ163番地	洲 崎 正 昭	昭和21年11月10日
河北郡津幡町字庄口1番地7	河 上 孝 夫	昭和23年1月28日

選挙第4号

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、議員1人を次のとおり選挙する。

平成23年5月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字横浜い 135 番地 5	南 田 孝 是	昭和28年12月 2 日

平成23年第3回津幡町議会臨時会
常任委員会議案審査結果表
総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
承認第2号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承認
承認第10号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号））	〃

平成23年第3回津幡町議会臨時会
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
承認第2号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承認
承認第3号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第4号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第5号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第6号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第11号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	〃
承認第12号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	〃

平成23年第3回津幡町議会臨時会
常任委員会議案審査結果表
産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
承認第2号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承認
承認第7号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第8号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第9号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第3号））	〃

津 議 発 第 7 3 号

平成23年5月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

総務常任委員会

委員長 酒 井 義 光

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津 議 発 第 7 4 号

平成23年5月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津 議 発 第 7 5 号

平成23年5月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

- 1. 土木事業に関する事項
- 1. 開発事業・都市計画に関する事項
- 1. 農林業に関する事項
- 1. 商工業及び観光に関する事項
- 1. 上下水道事業に関する事項

津 議 発 第 7 6 号

平成23年5月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 正 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。